大規模建築物等の都市景観の形成のための誘導基準

１　目的

都市景観の形成に大きな影響を及ぼす大規模な建築物、工作物並びに広告物及び広告物を掲出する物件を適切に誘導し、個性的で緑豊かな都市景観の形成を図るために、春日井市都市景観条例第２１条第１項に基づく大規模建築物等誘導基準として、建築行為等にあたって都市景観の形成上配慮すべき事項を定める。

２　基本的事項

春日井市都市景観基本計画では、今後の景観形成の指針となるテーマを『人と緑奏でる春日井ルネッサンス』と定め、緑の豊かさを基調とした景観づくり　、人々がやすらぎ、憩うことができる景観づくりをめざすこととしている。そ　こで、まちづくりにおいて、大規模建築物等が果たすべき都市景観形成への基　本的役割を次のように定め、その実現により市景観基本計画で示す魅力ある個　性豊かで美しいまちの創造をめざす。

(1)　市民生活、都市活動等の地域の特性を生かし、ゆとりとうるおいあるまちなみの形成に寄与する。

(2)　地域のシンボルとなり、地域の個性を高め、魅力あるまちなみの形成に寄与する。

(3)　まちなみや周辺の環境と調和し、市民のまちに対する愛着や共感の醸成に貢献する。

３　建築物等の計画地の特性

(1)　地域特性

建築物等が立地する地域の自然条件、歴史的背景、都市機能等に基づく地域特性を生かして、建築物等及びその敷地について総合的に計画し、良好な都市景観の形成に資するよう努める。

(2)　街区特性

ア　まちなみ

前面道路や周辺の建築物と調和し、一体感のあるまちなみの形成に努める。

イ　まちかど

交差点、通りの軸線上等特に視線の集まる場所に立地する場合は、まちのシンボルやランドマークとなるように配慮する。

4　個別事項

(1)　建築物本体

ア　配置

計画地の特性を生かして、市民に開放されたオープンスペースを確保し、ゆとりあるまちなみの形成に努める。

イ　形態

まちなみのゆとり、開放感や連続性を高めるように配慮する。

特に、１階部分は、まちなみの連続性やゆとりを高めるように用途、壁面後退等の形態に配慮する。また、建築物の上部においてはまちなみのスカイラインを形づくることを意識し、その形態に配慮する。

ウ　外壁

外壁の素材や色彩については、建築物の表情を決定する重要な要素であるため、周辺の建築物との調和に配慮する。

共同住宅等のバルコニーは、その形態を工夫する。また、緑化等による修景に努める。

エ　その他

夜の景観にも配慮することとし、計画地の特性や建築物の機能に応じて、ライトアップ等により夜景を演出する工夫をする。また、商業業務施設等では、シャッターの形態、色彩等に配慮するとともに、ショーウインドーの設置等によりまちなみの連続性を確保し、活気や楽しさの演出に努める。

(2)　緑化

オープンスペース、建築物の前面等敷地内は緑化に努める。

また、生け垣、シンボルツリー等によりまちなみのうるおいやシンボル性を高めるように配慮する。

さらに、建築物の屋上、壁面、ピロティ等についても、可能な限り緑化に配慮する。

(3)　建築設備

建築設備は、位置、形態や色彩に配慮する。

(4)　外構

ア　建築物前面のスペース、アプローチ

道路の歩道部分との連続性を考慮し、形態や色彩に配慮する。

イ　さく、塀、門

建築物本体と調和するように形態や色彩に配慮し、まちなみにな　じむようにする。

ウ　付属施設

ゴミ置場、倉庫等は建築物本体と調和するように形態や色彩を工夫し、緑化等による修景に努める。

エ　駐車場、駐輪場

まちなみの連続性や雰囲気をこわさないように設置位置に配慮するとともに、緑化等による修景に努める。

また、駐車場の出入口の位置については、安全性や周辺との環境調和に配慮する。

(5)　工作物

ア　配置

まちなみとの調和に配慮するとともに、周辺の緑化等による修景に努める。

イ　形態・色彩

計画地の特性を考慮し、形態や色彩に配慮する。

高架道路、高架鉄道等については、橋桁と橋脚を総合的にデザインする等の配慮を行い、親しみやすい修景に努める。

ウ　その他

夜の景観にも配慮することとし、計画地の特性に応じて、ライトアップ等により夜景を演出する工夫をする。

(6)　広告物及び広告物を掲出する物件

広告・看板その他の各種サインについてはできる限り集約し、最小限にまとめるとともに、その位置、形態や色彩に配慮する。